

# 野田市立川間中学校 P T A 会則

## < 第一章 総則 >

- 第 1 条 本会は野田市立川間中学校 P T A（以下「P T A」と云う。）と称する。
- 第 2 条 本会は事務局を野田市立川間中学校 P T A（以下「学校」と云う。）内に置く。
- 第 3 条 本会は、学校に在籍する生徒の保護者及び学校に勤務する教職員をもって会員とする。
- 第 4 条 本会の会員はすべて平等の権利と義務を有する。但し、校長は会議で学校としての意見を述べることができる。

## < 第二章 目的 >

- 第 5 条 本会は次の事を目的とする。
- 1 学校生徒（以下「生徒」と云う。）及び会員の幸福と成長を図る。
  - 2 学校及び P T A の充実・発展を図る。

## < 第三章 方針 >

- 第 6 条 本会は次の方針を有する。
- 1 本会は自主独立のものであり、他からの影響（束縛等）を受けるものではない。
  - 2 本会は、生徒の福祉及び教育の為に活動する他の社会的団体及び関係機関と協力する。

## < 第四章 事業 >

- 第 7 条 本会は第 5 条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 学校と家庭の連絡・提携を密にする事業。
  - 2 生徒の福祉に関する事業。
  - 3 学校の施設の充実に協力する事業。
  - 4 教育に関する理解と会員相互の修養に関する事業。
  - 5 その他、本会の目的達成に必要と認める事業。

## < 第五章 経費及び会計 >

- 第 8 条 本会の会員は会費を納めるものとする。会費の額は細則に定める。
- 第 9 条 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって賄われる。
- 第 10 条 本会の会計は第 5 条の目的達成のため使用される。
- 第 11 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## < 第六章 総会 >

- 第 12 条 総会は、本会の全会員をもって構成され、本会の議決機関とする。
- 第 13 条 総会年 1 回、年度始めに開催する。但し、必要がある場合は臨時に会長が招集する。

第14条 総会は会員の1/2以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数で決議する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

第15条 総会は次の事を行う。

- 1 会則の改訂・廃止の審議・承認
- 2 事業報告及び決算の承認
- 3 事業計画及び予算の審議・承認
- 4 細則の制定・改訂・廃止の審議・承認
- 5 会費の審議・承認
- 6 会長・副会長・書記・会計及び会計監査の承認
- 7 その他

#### ＜第七章 役員＞

第16条 本会は次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 書記 1名
- 4 会計 3名（1名は教職員、2名は保護者）
- 5 幹事 若干名（会長の委嘱とする）  
以上を本部役員と云う。  
特別の事情の有るときは、2～4の本部役員の人数を変更することができる。
- 6 会計監査員 2名
- 7 バザー部 全学年の各クラスから1名あるいは2名
- 8 保体部 全学年の各クラスから1名あるいは2名

第17条 役員を選出は次の通りとする。

- 1 本部役員（除く幹事）及び会計監査員は、選考委員会で選考され総会の承認を受ける。
- 2 幹事は会長の委嘱とする。
- 3 バザー部は各クラス毎の互選とする。
- 4 保体部は各クラス毎の互選とする。

第18条 役員任期は、1ヶ年とし再任を妨げない。但し、役員が任期中に変更ある場合には全役員の内在任期間とする。

#### ＜第八章 役員の役割＞

第19条 本部役員は次の事を行う。

- 1 会長は本会を代表し、会を統轄する。また、総会、常任委員会及び本部役員会の会議を召集し及び幹事を委嘱する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は総会、常任委員会及び本部役員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録し、管理する。
- 4 会計は、総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理し、総会に会計監査を果たした決算を報告する。
- 5 幹事は会長の指示に従って本会の総務にあたる。

第20条 会計監査員は次の事を行う。

会計監査員は必要に応じて会計の監査を行い総会に報告する。

## <第九章 常任委員会>

第21条 常任委員会は、本部役員、校長、事務局及び各部の代表者で構成する。  
必要に応じて会長が召集する。

第22条 常任委員会は次の事を行う。

- 1 会長及び各部からの事業報告
- 2 総会に提出する議案の審議
- 3 総会により委任された事項の審議
- 4 各部から提案される計画の審議
- 5 その他PTAの運営に関する必要事項の審議

## <第十章 本部役員>

第23条 本部役員は、会長、副会長、書記、会計及び幹事で構成し、次の事を行う。

- 1 総会に提案する議案の作成
- 2 常任委員会に提出する議案の作成
- 3 学校事業計画との調整及び事業への参加及び協力
- 4 各部間の連絡、調整及び協力
- 5 その他緊急事項の処理

## <第十一章 専門部>

第24条 各専門部は次の事を行う。

- 1 専門部とは、バザー部及び保体部を云い、それぞれが次の活動を行う。
- 2 バザー部はバザーの計画及びその実施にあたる。
- 3 保体部は体育行事の計画及びその実施にあたる。
- 4 各専門部は部員の互選により部長を選出する。部長は部会を必要に応じて開催し、常任委員会に出席する。(副部長、選考委員の選出も同時選出とする)
- 5 専門部は必要に応じて、他部の支援をする。

## <第十二章 顧問>

第25条 本会に顧問を置くことができる。

- 1 顧問は本部役員会において決定し、総会にて報告する。
- 2 顧問は本部役員経験者がこれにあたる。
- 3 顧問は会長の諮問に応じて意見を述べる。

## <第十三章 選考委員会>

第26条 選考委員の構成は、次の通りとする。

- 1 顧問及びバザー部、保体部から互選(各1名)で選出された者とする。
- 2 委員長は顧問が務める。顧問が不在の場合は委員会の互選で決定する。
- 3 選考委員は本部役員及び会計監査員になることはできない。
- 4 選考委員会は本部役員(幹事を除く)及び会計監査員を選出し、本人の同意を得て総会に推薦する。
- 5 選考委員は推薦した役員が総会で承認されたらその任務を終了する。

< 第十四章 その他 >

第27条 本会の運営について必要な事項は別に定めるところによる。

< 第十五章 付則 >

- この改定は、昭和62年4月18日より実施する。
- この改定は、平成3年4月27日より実施する。
- この改定は、平成5年4月17日より実施する。
- この改定は、平成6年4月23日より実施する。
- この改定は、平成7年4月14日より実施する。
- この改定は、平成8年4月20日より実施する。
- この改定は、平成19年4月14日より実施する。
- この改定は、平成24年4月14日より実施する。
- この改定は、平成25年4月13日より実施する。
- この改定は、平成26年4月12日より実施する。
- この改定は、平成30年4月14日より実施する。
- この改定は、令和2年4月11日より実施する。
- この改定は、令和5年4月15日より実施する。
- この改定は、令和6年4月13日のPTA総会にて承認を得た後実施する。

# 野田市立川間中学校 P T A 運営細則

## ＜第一章 総 則＞

- 第1条 本細則は野田市立川間中学校 P T A（以下「P T A」と云う。）を運営する上に於ける諸規準について定める。
- 第2条 本細則は P T A 会員及び野田市立川間中学校生徒（以下「生徒」と云う。）に適用する。
- 第3条 本細則で定める諸規準とは
- 1 P T A 会費
  - 2 役員総会
  - 3 慶弔
  - 4 表彰 を云う。

## ＜第二章 P T A 会費＞

- 第4条 会則第五章第8条に規定する会費は、1世帯当たり月額400円とする。

## ＜第三章 役員総会＞

- 第5条 役員総会は、本会の役員をもって構成される。
- 第6条 役員総会は年1回、年度始めの総会後に開催する。但し、必要ある場合には臨時に会長が召集する。
- 第7条 役員総会は次の事を行う。
- 1 新・旧役員の間合わせ及び申し送り
  - 2 専門部の部長選出
  - 3 事業計画の確認
  - 4 その他

## ＜第四章 弔慰金＞

- 第8条 本細則で定める慶弔は次の通りとする。
- 1 生徒、会員、教職員の配偶者等の慶弔に関しては次による。

① 生徒、会員の死去		10,000円
② 教職員が結婚した場合		5,000円
③ 教職員が退職または転任した場合	在席1年以上	3,000円
	在席3年以上	5,000円
  - 2 1の規定以外の場合並びに特別な場合は、会長、事務局が協議の上決めることができる。
  - 3 1による慶弔についての返礼は行わない。

## ＜第五章 表彰＞

- 第9条 次の規準の該当者には表彰及び記念品を贈呈する。
- 1 P T A 本部役員を一年以上歴任した人
  - 2 P T A の発展に特に寄与した人
  - 3 表彰及び記念品の贈呈は P T A 総会で行う。

＜第六章 付則＞

付 則 本規定は平成 8 年 4 月 1 日より実施する。  
本改定は平成 12 年 4 月 15 日より実施する。  
本改定は平成 14 年 4 月 21 日より実施する。  
本改定は平成 19 年 4 月 14 日より実施する。  
本改定は平成 25 年 4 月 13 日より実施する。  
本改定は令和 2 年 4 月 11 日より実施する。  
本改定は令和 5 年 4 月 15 日より実施する。